

鉱 産 税 (市町村税)

掘採した鉱物の価格に応じて、鉱業者にかかります。

◆納 め る 人

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

◆納 め る 額

鉱物の価格の 1 % (制限税率は 1.2 %)

※ 1 月間に掘採された鉱物の価格が 200 万円以下の場合は標準税率は 0.7 %、制限税率は 0.9 %

◆申告と納税

鉱産税の納税者は、毎月 1 日から月末までの間において掘採した鉱物の数量、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を通常翌月の 10 日から月末までに市町村に提出するとともに、その申告による税金を納めます。

入 湯 税 (市町村税)

観光振興等にあてるため、鉱泉に入浴した人にかかります。

◆納 め る 人

鉱泉浴場において入湯した人が、浴場の経営者を通じて納めます。

◆納 め る 額

1 人 1 日について 150 円 (標準税率)

※ 1 泊 2 日の入湯客については、これを 1 日として取り扱います。

◆申告と納税

経営者が入湯客から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月 15 日までに市町村に申告し、納めます。